

令和8年度 弘前大学次世代研究者挑戦的研究プログラム追加募集要項 (令和8年10月支援開始分)

《本事業の趣旨》

本学は、弘前大学における優秀な博士人材の確保とイノベーション創出を担う若手研究者の養成を目的に、弘前大学次世代研究者挑戦的研究プログラムを創設し、支援対象となる学生（以下、「弘前大学 SPRING スカラシップ研究学生」という）を募集します。

1. 募集人数 2名

課程種別	研究科名	対象学年 (R8.10.1時点)	募集人数
区分制の博士後期課程	理工学研究科 保健学研究科	1年生	2名
後期3年の博士課程	地域社会研究科		
医学系4年制博士課程	医学研究科		

※令和8年10月入学者、又は令和8年10月現在で本学の博士後期課程若しくは4年制の博士課程に1年次学生として在籍している者。

※ただし、標準修業年限を超えて在籍している者及び休学者を除く。

2. 申請資格と支援区分について

本公募は、1区分のみの募集となります。支援区分の詳細については、4頁の「支援区分の詳細」「他制度との重複」をご確認ください。

支援区分	概要	支援内容	募集人数
区分1	主として日本人学生 (区分2および3に該当しない者)	研究奨励費 研究費 キャリアパス支援	2名
区分2	主として在留資格が「留学」の者	研究費 キャリアパス支援	募集なし
区分3	主として生活費相当額の安定的・固定的収入(240万円/年以上)がある者	研究費	募集なし

3. 支給額

支給額は、研究奨励費、研究費で構成しています。区分ごとに支給額が異なりますのでご注意ください。

支援区分	研究奨励費	研究費
区分1	年額 240万円	年額 20万円
区分2		年額 20万円
区分3		年額 20万円

4. 支給期間

研究奨励費、研究費の支給・配分期間は、原則として、令和8年10月から大学院に在籍す

る期間（標準修業年限内に限る）とします。

5. 本事業採択学生の取消

本事業の採択学生が以下のいずれかに該当した場合は、採択学生の資格を取り消し、研究奨励費の支給及び研究費の配分を中止します。

- （１）弘前大学次世代研究者挑戦的研究プログラム募集要項「**2. 申請資格と支援区分について**」のいずれかの支援区分に該当しない場合。
- （２）研究計画の遂行状況又は本事業採択学生としての活動状況が不十分と認められる場合。
- （３）本人から辞退の申し出があった場合。
- （４）退学又は除籍となった場合。
- （５）休学した場合。
- （６）懲戒処分を受けた場合。
- （７）死亡した場合。
- （８）弘前大学大学院に合格したが、入学しなかった場合。
- （９）その他学長が取り消すべき事由があると判断した場合。

なお、休学した場合は、原則、受給資格を喪失しますが、研究再開の見込みがある場合に限り、休学期間中の支給等を一時中断し、復帰後に再開する等の取扱いとする場合があります。

6. 選考方法

書面審査により選考します。他分野の方に自身の研究を説明するコミュニケーション能力と学位取得後のキャリア計画により審査します。

【審査項目】

- ① 博士課程後期(又は4年制の博士課程)で実施する研究内容を、800字以内で、他分野の方にもわかりやすく説明してください。
- ② 前項の研究内容の社会における位置づけ(社会的背景)を、800字以内で記載してください。
- ③ 学位取得後のキャリアプランを、800字以内で記載してください。

なお、①の研究内容に関して、別途 Microsoft power point 10 頁以内で説明資料を作成し、PDF に保存したものをご提出いただきます。

また、これまでの発表論文、学会発表、受賞歴等をまとめた業績一覧（任意様式）を、参考資料として提出いただきます。研究内容の説明資料と合わせて、1 件の PDF ファイルにまとめたものを準備してください。

7. 本事業採択学生の主な活動

本事業採択学生には、本学が定める研究倫理教育を履修した上で、研究計画を踏まえた研究活動に専念するとともに、学位取得後の明確なキャリアパス形成のため、次の事項等の活動をしていただきます。（詳細は、決定後に別途案内します。）

- （１）毎年度の研究計画を策定し、研究計画を踏まえた研究活動に専念すること。
- （２）年度ごとの研究進捗報告書（指定様式）の提出
- （３）修了後のキャリアに関する追跡調査をはじめ、各種調査への協力（調査結果は科学技術振興機構（JST）の求めに応じ提供します。）

※以下、区分3の学生を除く

- (4) 研究力向上・キャリアパス支援に関する企画（インターンシップ、企業等との交流会、各種講習会等）への参加

8. 応募方法

次の URL 又は QR コードから、専用の申請フォーム（Microsoft Forms）に接続し、項目を入力、また、「研究内容の説明資料」と「業績一覧」（まとめて PDF ファイルに保存したもの）を k-sien4@hirosaki-u.ac.jp 宛てにメール送信してください。

＜申請フォーム URL＞ <https://forms.office.com/r/NzSX3hG81j>



9. 応募締切及び選考結果

令和8年8月3日（月）正午【厳守】

書面審査の結果は、本人宛てに通知します。

なお、採否理由などの問合せには一切お答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

10. 個人情報の取扱い

- (1) 申請に当たって知り得た個人情報は、選考、各種コンテンツの実施、追跡調査及びその他の本プログラムに関する業務を遂行するために利用します。
- (2) 本事業に採択された方は、本学のホームページでその所属及び氏名を公表します。
- (3) 科学技術振興機構（JST）が、選抜学生に対し直接行うモニタリング調査のため、JSTに対し氏名及びメールアドレスを提供します。

11. その他留意事項

- (1) 対象者と本学との間に雇用関係はありませんが、研究奨励費は、税法上雑所得と扱われ課税の対象となります。そのため、確定申告が必要となります。
- (2) 研究費については、大学の管理下（指導教員の下）で適切に使用していただきます。
- (3) 博士後期課程、又は4年制の博士課程を早期修了する予定の方はお申し出ください。

12. 応募に関する問合せ

学務部学生課 Tel 0172-39-3140 / E-mail k-sien4@hirosaki-u.ac.jp

<支援区分の詳細>

支援区分	詳 細
区分 1	主として日本人学生 ・生活費相当の安定的・固定的収入（240 万円/年以上）がある者を除く
区分 2	以下の①②のすべてに該当する者。 ①主として在留資格が「留学」の者 ②国内外の機関・法人に役員・職員等として所属しながら大学院に籍を置く者を除く
区分 3	以下の①②③のいずれかに該当する者。 ①生活費相当額として十分な水準（240 万円以上/年）で、給与・役員報酬等の安定的・固定的収入を得ていると認められる者（いわゆる社会人学生）のうち、日本の法人格を有する会社法人、国家公務員、地方公務員、企業以外の法人（独立行政法人、財団法人／社団法人、医療法人、NPO 法人等）の職員等 ②海外の機関・法人のみに所属し、かつその所属が海外の大学及び公的研究機関等非営利の機関・法人である者（収入の有無に関わらず） ③日本政府から奨学金を得ている留学生（国費外国人留学生制度の対象学生）のうち、政府所属の者（収入の有無に関わらず） ※研究費は、博士後期課程学生自身の自由で挑戦的・融合的な研究を支援する目的であることから、「商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究（市場動向調査を含む。）」や「業として行う受託研究」は対象になりません。 ※利益相反マネジメント、知的財産等については、必要に応じて、大学、学生本人、及び学生が所属する企業・団体での合意を形成して行うものとします。

<他の制度との重複>

他の制度や奨学金との重複利用について、申請する区分をご確認ください。

概 要	区分 1	区分 2	区分 3
SPRING と同趣旨の、学生自身の自由で挑戦的・融合的な研究に専念するための国費による研究費支援を受ける者 ・「次世代 AI 人材育成プログラム（博士後期課程学生）」の対象学生 ・独立行政法人日本学術振興会の特別研究員 ・JICA 留学生（区分 2 のみ） ・「日 ASEAN 科学技術・イノベーション協働連携事業」若手育成対象者（区分 2 のみ）	×	×	×
生活費に係る十分な水準（240 万円以上／年）の民間等の奨学金を得ている学生	△1	○	
日本政府から奨学金を得ている留学生（国費外国人留学生制度の対象学生）、独立行政法人等から奨学金を得ている留学生、本国からの奨学金等の支援を受ける留学生		○	△2
競争的研究費、研究費助成・奨学金等	○	○	○

△1：民間等の給付型奨学金により年間 240 万円以上の生活費支援を受けている学生については研究奨励費は支援対象外とします。なお、貸与型奨学金については金額の多寡によらず、研究奨励費の支援対象です。

△2：国費外国人留学生制度の対象学生のうち、政府所属の者は区分 3 の支援対象です。

＜弘前大学次世代研究者挑戦的研究プログラムによる支援の概要＞

1. 本事業採択学生への支援

(1) 研究奨励費（生活費相当額）※区分2, 3の学生は除く

- ・生活費相当の研究奨励費として、入学から最大3年間（4年制課程は4年間）、月額20万円を支給します。
- ・標準修業年限を超えて在籍する場合は、支援が打ち切られます。なお、出産・育児・傷病等で支援の中断・延長が必要となった場合は、個別事情を確認して判断します。
- ・研究奨励費の決定又は取消時期に応じて減額することがあります。
- ・研究奨励費は、雑所得として課税対象となり、自らが所得税に関する確定申告を行うことが必要です。また、扶養義務者（親等）の扶養に入っている方は、扶養から外れる可能性があります。研究奨励費が税法上雑所得として扱われることを扶養義務者（親等）に伝えけるとともに、健康保険や扶養の扱いについては扶養義務者（親等）の職場等の担当者に問い合わせてください。

(2) 研究費

- ・研究費として、決定年度以降、入学から3年（4年制課程の場合は4年）を上限として、年額20万円程度を配分します。

(3) 留意事項

- ・留学生等は、原則、日本に入国し、本学のキャンパスに通学できるようになった月から研究費の支給を開始します（未入国期間に遡っての支給は行いません）。
なお、採択した当初の支援開始時期から6か月以内に入国できない場合は、原則として、採択を取り消します。

2. 研究奨励費・研究費の返還

本事業採択学生を取り消した場合で、研究奨励費を超過して支給した場合や研究費を超過して使用した場合は、超過額を返還しなければなりません。

3. その他

研究活動に支障がない範囲で、TA、RA等で給与を受給することや、アルバイトを行うことは可能です。ただし、一定の収入（年間240万円以上）があると認められる場合は、採択が取り消されます（※区分3の学生を除く）。